

健全化判断比率及び資金不足比率
に関する審査意見書

平成28年4月1日 から

平成29年3月31日まで

小監第48号
平成29年8月23日

小山市長 大久保 寿夫 様

小山市監査委員 高 田 純 子

小山市監査委員 小 川 一 久

小山市監査委員 山 野 井 孝

平成28年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率に
関する審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同第22条第1項の規定に基づき、平成29年7月3日付け小財第73号により審査に付された平成28年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

平成 2 8 年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

第 1 審査の概要

この審査は、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第 2 審査の期間

平成 2 9 年 7 月 3 日から平成 2 9 年 8 月 2 3 日まで

第 3 審査の結果

1 総合意見

審査に付された次の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

指 標 名	平成 28 年度決算 に係る比率 (%)	早期健全化基準又は 経営健全化基準 (%)
1 実質赤字比率	—	1 1 . 7 3
2 連結実質赤字比率	—	1 6 . 7 3
3 実質公債費比率	4 . 7	2 5 . 0
4 将来負担比率	6 8 . 6	3 5 0 . 0
5 資金不足比率		
(1) 小山市農業集落排水処理事業特別会計	—	2 0 . 0
(2) 小山市小山第四工業団地造成事業特別会計	—	2 0 . 0
(3) 小山市公共下水道事業特別会計	—	2 0 . 0
(4) 小 山 市 水 道 事 業 会 計	—	2 0 . 0

(注：「—」は、赤字又は資金不足を生じていないため、当該数値については該当なしを表す。)

2 個別意見

ア 実質赤字比率について

平成28年度の実質赤字比率は、実質赤字額を生じていないため該当なしとなっている。

イ 連結実質赤字比率について

平成28年度の連結実質赤字比率は、連結実質赤字額を生じていないため該当なしとなっている。

ウ 実質公債費比率について

平成28年度の実質公債費比率は4.7%となっており、これは早期健全化基準の25.0%を下回っている。

エ 将来負担比率について

平成28年度の将来負担比率は68.6%となっており、これは早期健全化基準の350.0%を下回っている。

オ 小山市農業集落排水処理事業特別会計に係る資金不足比率について

平成28年度の資金不足比率は、資金不足額を生じていないため該当なしとなっている。

カ 小山市小山第四工業団地造成事業特別会計に係る資金不足比率について

平成28年度の資金不足比率は、資金不足額を生じていないため該当なしとなっている。

キ 小山市公共下水道事業特別会計に係る資金不足比率について

平成28年度の資金不足比率は、資金不足額を生じていないため該当なしとなっている。

ク 小山市水道事業会計に係る資金不足比率について

平成28年度の資金不足比率は、資金不足額を生じていないため該当なしとなっている。

3 是正すべき事項

指摘すべき事項は特にない。